



2022年5月6日

各 位

| | |
|--------|---|
| 会社名 | 株式会社ノジマ |
| 代表者名 | 取締役兼代表執行役社長 野島 廣司 (コード7419 東証プライム) |
| 問い合わせ先 | 取締役兼執行役財務経理部長 篠原 二郎 電話 050-3116-1212 |

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2022年6月17日開催予定の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため現行定款第2条(目的)に事業内容を追加するものであります。
- (2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会(以下、「バーチャルオンリー型株主総会」)の開催が可能となりました。当社におきましても、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第13条第2項を追加するものであります。なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。
- (3) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法が2022年中に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第15条の変更を行うものであります。
- (4) 上記(2)及び(3)の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～29. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>30. ～33. (条文省略)</p> <p>第3条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末の翌日から3ヵ月以内の招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～29 (現行どおり)</p> <p><u>30. 放送番組、映画、ビデオ及びその他の音声、映像、コンテンツ (利用媒体の如何を問わない) の企画、制作、製造・販売、輸出入、賃貸、放送、配信、上映、配給</u></p> <p><u>31. ～34 (現行どおり)</u></p> <p>第3条～第12条 (現行通り)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p><u>2 当社は、感染症の拡大、天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>第 16 条～第 46 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第 16 条～第 46 条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（株主総会の場所に関する経過措置）</u></p> <p><u>第 1 条 第 13 条（招集）第 2 項の追加は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>第 2 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 15 条（株主総会資料の電子提供）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から 6 月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</u></p> |
|--|---|

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022 年 6 月 17 日（金）
定款変更の効力発生日（予定） 2022 年 6 月 17 日（金）

以上